

基本的な考え方	日本年金機構における広報活動	年金制度を実務にする、すなわち「無年金・低年金の発生を防止し、制度の公平性を維持し、正確に給付する」という、当機構に与えられたミッションの実現を目的に、公的年金事業に対する理解と信頼の確保に向け、国民の皆さまに対し、その目線に立ち、国民の皆さまが求める情報を分かりやすく提供すること
	令和6年度の広報活動	組織目標「更なる高みへの挑戦 ー信頼され続ける組織であるためにー」のもと、以下の重点取組施策の実行にあたり必要な広報活動を実施する。 ・「基幹業務の安定的かつ着実な推進」「年金制度改正等の事項に係る円滑かつ着実な対応」を通じた、我が国社会の国民生活の安心と安定の確保 ・「デジタル化への積極的な対応」を通じた、更なるお客様の利便性向上、及び正確・迅速かつ効率的な事務処理の実現

令和6年度の広報活動における重点事項は次のとおり。

※ 下線は令和6年度制度改正等及び提供開始サービス等に関するもの

■ 基幹業務_国民年金

- 若年層に対する確実な適用や保険料納付に向けた周知
- 多言語で説明したパンフレットや関係機関との連携等を通じた外国人への制度周知
- 口座振替・クレジットカード納付の実施率向上、多様な納付方法の周知

■ 基幹業務_厚生年金保険

- 短時間労働者の適用拡大(※)を受けた事業主・従業員双方に対する周知・広報
※ 令和6年10月～ 被保険者数50人超規模の企業まで対象拡大

■ 基幹業務_年金給付

- 老齢年金の請求における電子申請（令和6年6月開始予定）の利用促進に関する周知
- 年金受給者に係る定額減税に関する周知

■ サービスのオンライン化_事業所向けサービス

- 電子申請割合の向上（中小規模の事業所等への利用勧奨など）
- オンライン事業所年金情報サービス（※）の拡充・利用促進、
電磁的記録媒体による被保険者情報の提供廃止に向けた周知・広報
※ 事業所に対し保険料額等を電子的に提供するサービス

■ サービスのオンライン化_個人向けサービス

- これまで開始した各種電子申請・電子送付サービスの利用促進
 - ・ 国民年金に関する各種電子申請
 - ・ 扶養親族等申告書の電子申請
 - ・ 源泉徴収票・控除証明書の電子送付
- オンライン文書相談の試行実施に関する周知

■ その他の広報活動

- 各種お知らせへの二次元コード付与によるホームページへの誘導促進・情報提供充実
- 機構ホームページにおける動画ポータルサイト（仮称）の新設
- 年金セミナー・年金制度説明会の充実

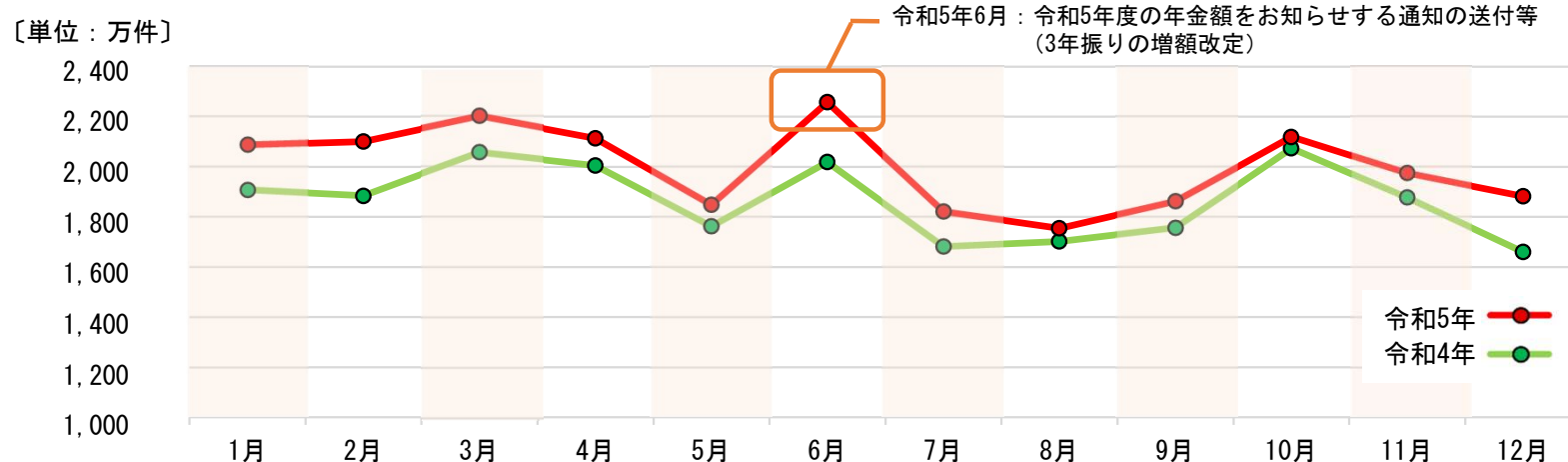
(参考) 令和5年度広報活動の実績報告① ホームページのアクセス数

令和5年の総アクセス数は、令和4年に続き過去最高を記録し、2億4,017万件に達した。
老齢年金請求書送付件数が前年比で1.7倍となったこと等が、アクセス数の増加に結び付いたものと分析できる。

年間総アクセス数

	令和4年	令和5年
総アクセス数	2億2,382万件	2億4,017万件
対前年比	+4.2%	+6.8%

月間アクセス数



【アクセス数が増えた要因の分析】

- 老齢年金請求書は受給開始年齢に到達した方にお送りするところ、同請求書の送付件数は年によって増減がある（※）。令和5年は前年に比べ1.7倍の送付規模であった。

※ 特別支給の老齢厚生年金について、令和4年の送付対象は「同年中に62歳に到達する女性」、令和5年の送付対象は「同年中に62歳に到達する女性と64歳に到達する男性」であった。

- この影響から、同請求書に関する記事のアクセス数が増加し、老齢年金の制度等に関する情報が載る「年金の制度・手続き」や、年金事務所の所在地や「ねんきんダイヤル」に関する情報が載る「年金のご相談（電話・窓口）」のアクセス数が大きく伸長した。

区分	主な掲載内容	前年比
年金の制度・手続き	老齢年金の制度・手続き	+1,032万件
年金のご相談（電話・窓口）	事務所所在地・ねんきんダイヤル等	+406万件

(参考) 令和5年度広報活動の実績報告② 広報活動における各種改善

①「日本に住む外国人」に向けた「平易な日本語」による説明記事の新設

既設の英語版記事を元に平易な日本語により年金制度を説明した記事の新設

Top page > 外国人のみならず「International」 > 日本（に）は「日本の社会保険（しやかいほけん）／Japanese Social Insurance System」 > 国民年金（こくみんねんきん）／National Pension System

国民年金（こくみんねんきん）／National Pension System

Page ID : 170010010-517-266-995 Last updated date : 10/23/2023 [Print](#)

The National Pension is a public pension system participated by all persons aged 20 to 59 years who have an address in Japan, which provides benefits called the "Basic Pension" due to old age, disability, or death.

National Pension system (Basic Pension benefits)

Self-employed persons and others (Category I insured persons) Salaried workers of private sectors (Category II insured persons) Government employees (Category III insured persons)

- > [Coverage](#)
- > [Contributions](#)
- > [Benefits](#)

「国民年金は、日本に住む20歳から59歳の人がみんな入ります。年をとったときや、病気やけがで障害が残ったとき、一家の働き手が亡くなったときの生活を支える『基礎年金』をもらうことができます。」

国民年金（こくみんねんきん）

国民年金は、日本に住む20歳から59歳の人がみんな入ります。年をとったときや、病気やけがで障害が残ったときの生活を支える「基礎年金」をもらうことができます。

国民年金（基礎年金）

（任意者）のみ
自営業の人など

第1号被保険者

（任意）の自営業の人など
第2号被保険者の配偶者に
養われている人

第3号被保険者

（会社や工場、店などで働いていて、厚生年金保険に入っている人）

第2号被保険者

> [国民年金（こくみんねんきん）にかならず入る人（はい入るひと）](#)

> [国民年金（こくみんねんきん）の入り方（はいりかた）は？](#)

> [国民年金（こくみんねんきん）に希望（きぼう）して入る（はいる）ことはできますか？](#)

②「災害関連情報」ページの改善

被災された方が情報にたどり着きやすいよう
過去の特例措置が並んでいたページを改善

災害関連情報

ページID : 100-485-091-198

更新日 : 2024年1月9日

印刷

お知らせ

- 令和6年能登半島地震により被害を受けた皆さまへ
- 災害に関する過去のお知らせはこちら

震災・風水害・その他の災害で被災したとき

震災等によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により免除を受けることができる制度があります。

また、事業主や船舶所有者の方は、保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て給付金）を納付することが困難な場合、保険料の納付の猶予を受けることができます場合があります。

詳しくはこちらをご覧ください。

- 被災したとき

情報の区分		見出し
令和6年能登半島地震関連など 「個別の災害に関する情報」	▶	「お知らせ」
保険料の免除に関する情報など 「災害に関する一般的な情報」	▶	「震災・風水害・その他の災害で被災したとき」

③ 各種通知等への二次元コードの掲載の推進

各種通知やリーフレットへの二次元コードの掲載を通じ
疑問の解決などに役立つ情報を提供

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

受給者情報		年金コード	
氏名	山田太郎	受給開始年月日	昭和35年4月1日
生年月日	昭和25年4月1日	受給停止年月日	なし
性別	男	受給資格取得の経路	第1号被保険者
住所	東京都千代田区千代田1-1-1	受給額	月額 10万5千円
電話番号	03-XXXX-XXXX	支払方法	口座振替
Eメール	xxxx@xxxx.co.jp	支払口座	東京三菱銀行 当座 1234567890
年金生活者支援助け金支給金額	月額 1万5千円	支払時期	毎月15日

令和5年度の年金額および年金生活者支援給付金支給金額の改定について

年金生活者は、賃金や物価の変動に応じて毎年4月に改定することとなります。

これに基づき、令和5年度は、増額改定を行いましたので、その内容を令和5年6月1日（木曜）から順次、お知らせ（通知）します。

年金額の改定に関するお知らせ

令和5年4月からの改定の内情

令和5年4月分からの年金額は、67歳以下（昭和31年4月2日以後生まれ）の方は法律の規定に基づき算出した賃金変動率を基準に改定し、68歳以上（昭和31年4月1日以降生まれ）の方は前年の物価変動率を基準に改定します。

年齢	改定率
67歳以下の方	令和4年度と比べて2.2%の増額改定
68歳以上の方	令和4年度と比べて1.9%の増額改定

年金生活者のためのサービス

年金生活者のために、様々なサービスを提供しています。詳しくは、[年金生活者のためのサービス](#)をご覧ください。

④ 広報媒体に関する内規の改正

事業担当部署が行う作業の拠り所となる内規の改正

	ホームページ	X (旧Twitter)
より分かりやすい 情報提供の実現	「望ましい記事の作成例」に関する記載の拡充 ・記事冒頭に「目次」や「ガイダンス」を設置 ・見出しを用い情報を構造化	投稿に画像を掲載する際の取扱いを明記
事業担当部署における 作業効率の向上	事業担当部署が掲載依頼を広報室あて行う際提出する資料を図示化	事業担当部署が投稿依頼を広報室あて行う際提出するシートに「文字数・表記ゆれチェック機能」を搭載

(参考) 令和5年度広報活動の実績報告③

年金セミナー・制度説明会の開催／エッセイの募集

年金セミナー

【オンラインによる年金セミナー】



高校生・大学生等に年金制度の意義や仕組みについて理解を深めていただくための「年金セミナー」を、各学校のニーズやご要望に応じて対面、オンライン、動画提供により実施。

実施回数： 2,104回（前年同期比 +57回）
参加人数：100,801人（前年同期比+4,031人）

〔令和5年12月末現在〕

知っておきたい
年金のはなし



知っておきたい
年金のはなし



厚生労働省 日本年金機構



【年金セミナー用動画（DVD）】



対面やオンラインでの実施が困難な教育機関に対しては、動画を収録したDVDを配付。令和5年度は「知っておきたい年金のはなし」「国民年金ってホントに必要なの！講座」「20歳になったら国民年金」「厚生労働省が作成した『年金クイズ動画』」に加え、新たに「公的年金はみんなの強い味方」の動画を作成・収録した。また、これらの動画は、受講者の興味を惹くよう対面でのセミナーにおける冒頭のアイスブレイク等に活用。

年金制度説明会



企業等からの届出適正化の推進を目的として、本部から統一した資料を提供し、社会保険事務担当者向け制度・事務手続説明会を対面、オンラインにより実施。

実施回数： 1,746回（前年同期比 △1,390回）

参加人数：74,255人（前年同期比 +20,837人）

〔令和5年12月末現在〕

わたしと年金エッセイ



年金制度をより身近なものとなるよう6月～9月の間エッセイを募集。全国から1,609件の応募があり、11月30日に厚生労働省で表彰式を実施。また、令和4年度受賞作品（厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞）の朗読動画を作成し、機構ホームページに公開。